

議案第 54 号

平成19年度生駒市一般会計補正予算（第2回）

平成19年度生駒市の一般会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成19年9月7日提出

生駒市長 山下 真

第 1 表 繰 越 明 許 費

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
土 木 費	道 路 橋 梁 及 び 河 川 費	道 路 新 設 改 良 事 業	78,000